

教育

教育に関する事務の点検・評価結果を公表

教育委員会では毎年、事務管理や執行状況を点検・評価し、報告書を公表しています。主要施策を対象に、点検・評価検討委員会を設置・開催して報告書を取りまとめ、市議会に提出しています。

報告書の閲覧場所

市情報コーナー、図書館本館・市民プラザ分館、南部市民センター、市ホームページ
 問合せ 教育総務課
 ☎06(6902)6082

外国籍の子どもの市立小・中学校入学手続き

外国籍の子とも、28年4月

に市内の小・中学校へ入学を希望する人は手続きが必要です。市に住民登録がある児童・生徒には、10月上旬に通知書を送付します。なお、市立小学校を卒業見込みの人は手続き不要です。

入学資格

○小学校：21(2009)年4月2日～22(2010)年4月1日生まれの人
 ○中学校：15(2003)年4月2日～16(2004)年4月1日生まれの人
 持ち物
 在留カード、パスポート
 申請・問合せ 学校教育課
 ☎06(6902)7107

府育英会の予約奨学生募集

経済的な理由で、高等学校などへの進学が困難な生徒を対象に、入学前および進学後に必要な資金の貸付予約を受け付けています。

募集

条件としては、部落差別事象の発生を防止し、基本的な人権を擁護するため、個人や土地に関する調査の際に、部落差別を引き起こすおそれのある調査、報告などの行為を規制しています。
 問合せ 府人権擁護課
 ☎06(6210)9282

第三中学校区地域会議 設立総会の代議員を公募

「第三中学校区地域会議」が正式に設立される運びとなり、11月15日(日)の午後1時から文化会館で設立総会の開催が予定されています。

公募市民による設立総会の代議員を若干名募集しています。自分の住むまちを良くしたい、多くの人と交流を広げたい人などはぜひご応募ください。

対象 第三中学校区に在住・在勤の人
 定員 若干(先着順)
 申込方法 電話
 申込・問合せ先 公民協働課
 ☎06(6902)5612



地域会議設立に向けた検討会

人権

部落差別調査

10月は、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の啓発推進月間です。

条件としては、部落差別事象の発生を防止し、基本的な人権を擁護するため、個人や土地に関する調査の際に、部落差別を引き起こすおそれのある調査、報告などの行為を規制しています。
 問合せ 府人権擁護課
 ☎06(6210)9282

保険

保険料は納付期限内に

国民健康保険料第5期・後期高齢者医療保険料第4期の普通徴収の納付期限は次のとおりです。

納付期限 11月2日(月)
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

短期被保険者証の更新

11月1日(日)から有効の国民健康保険短期被保険者証は、10月19日(月)から保険収納窓口で交付します。市役所の業務時間内に来庁できない人は、日曜納付相談または夜間交付窓口にお越しください。

◆10月10日(日)納付相談日
 とき 10月25日(日)

就学前健康診断日程表

就学を予定する小学校	とき	ところ
速見・大和田	10月30日(金)	保健福祉センター
門真みらい・古川橋・北栄本	11月2日(月)	
門真・上野口	11月6日(金)	市民プラザ
東・沖	11月24日(火)	
五月田・二島・脇田	11月25日(水)	
四宮・砂子	11月27日(金)	

科目 内科、歯科、視力
 対象 28年4月に市立小学校へ入学する児童
 持ち物
 就学時健康診断予診票、就学時健康診断票(事前に記入)
 問合せ 学校教育課
 ☎06(6902)7107

税金

市税のペイジー口座振替受付を開始

10月2日(金)から、市税のペイジー口座振替受付サービスを開始します。金融機関のキャッシュカードを納税課窓口にある専用端末機に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替手続きができます。

市・府民税3期分の納付期限は11月2日(月)

市・府民税3期分の納付期限は11月2日(月)です。期限内に納

午前10時～午後3時
 ところ 保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター

◆夜間交付窓口
 とき 10月27日(火)・30日(金の午後5時30分～7時30分)
 持ち物
 印鑑、来庁者本人が確認できる物(運転免許証など)、短期被保険者証
 問合せ 保険収納課
 ☎06(6902)5994

新しい国民健康保険証を送付

10月中旬に、新しい国民健康保険被保険者証(一般被保険者証はオレンジ色、退職被保険者証は藤色)を簡易書留郵便で送付します。不在の場合は、郵便物等不在連絡票がポストに投入されますので、郵便局に連絡して受け取ってください。

後期高齢者医療保険料のペイジー口座振替受付を開始

10月2日(金)から、後期高齢者医療保険料のペイジー口座振替受付サービスを開始します。金融機関のキャッシュカードを保険収納課にある専用端末機に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替手続きができます。

めてください。納期限が過ぎると、延滞金などが加算される場合がありますので、ご注意ください。また、市税の納付には口座振替をご利用ください。

◆日曜納付相談

10月25日(日)
 午前10時～午後3時
 ところ 納税課(市役所別館2階)
 ※証明書の発行は不可
 問合せ 納税課
 ☎06(6902)5695

公的年金からの市・府民税特別徴収(10月以降)

公的年金から特別徴収(天引き)する市・府民税は、10月分から本徴収になります。年税額から、4月・6月・8月分の仮徴収税額または6月・8月の普通徴収税額を差し引いた税額を10月・12月・28年2月の公的年金から天引きします。

◆健康保険課で受取る場合

持ち物 旧被保険者証または身分証明書
 ※同世帯の代理人が受取る場合は代理人の身分証明書
 問合せ 健康保険課
 ☎06(6902)5697

年金

国民年金保険料の後納制度・追納制度

◆後納制度
 10月から、国民年金保険料を後納できる期間が遡って5年になります。10月1日(日)から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた保険料を納付できます。
 ◆追納制度
 追納制度では、国民年金保険

の人は、10月からの特別徴収税額が変わります。また、27年度から新たに特別徴収となる人は、10月から特別徴収となります。

◆左表参照

対象 65歳以上(4月1日時点)で、公的年金にかかる市・府民税が課税となる人
 問合せ 課税課
 ☎06(6902)5898

26年度から継続して特別徴収(天引き)されている人

徴収月	仮徴収			本徴収	
	4月	6月	8月	10月	12月 28年2月
徴収方法	年金からの特別徴収(年金からの天引き)				
税額	27年2月分と同額			年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の3分の1ずつ	

※公的年金に係る税額に限る

27年度から新たに特別徴収(天引き)される人

徴収月	6月	8月	10月	12月	28年2月
	徴収方法	普通徴収(納付書または口座振替)		年金からの特別徴収(年金からの天引き)	
税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※公的年金に係る税額に限る

料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間の保険料が、遡って10年以内であれば後から納付できます。
 ※経過期間に応じた加算額が上乗せされる場合があります
 申込・問合せ
 窓口 年金事務所
 ☎06(6902)33031

◆休日国民年金相談
 離職した場合などに必要な年金の種別変更の手続き、免除申請
 問合せ 市民課
 ☎06(6902)6005

◆もりかどプレミアム付商品券の利用期限は10月31日(土)まで
 もりかどプレミアム付商品券の利用期限は、10月31日(土)までです。利用期限を過ぎると、商品券は無効となりますので、ご注意ください。期限内に必ずお使いください。
 もりかどプレミアム付商品券事務局
 ☎06(6902)33004